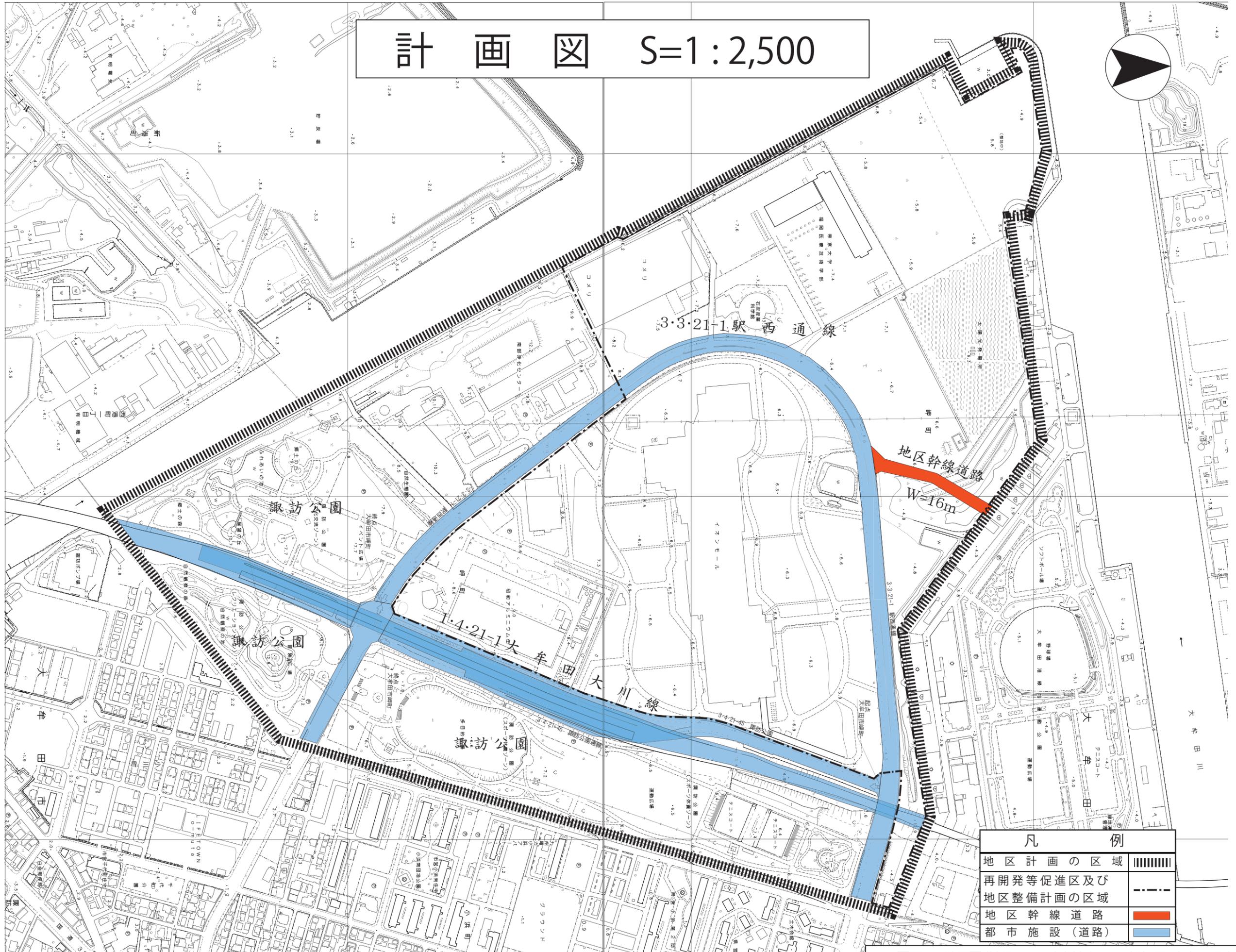


大牟田都市計画地区計画（岬町地区）の変更 （大牟田市決定）
 都市計画岬町地区地区計画を次のように変更する。

名 称		岬町地区地区計画
位 置		大牟田市岬町地内
面 積		約 94.7ha
地 区 計 画 の 目 標		地域の活性化を推進するため、旧貯炭場であった当地区に、商業、レジャー、文教、研究開発、宿泊等の機能を有する施設を誘致することにより、多様な世代が交流できる地区を創出するための再開発を行うものである。
土地利用の方針		<p>商業、レジャー、文教、研究開発、宿泊等の機能を備えた新しい複合市街地を形成するため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域的な商業施設の導入を図る。 2 文化・スポーツ・レクリエーション施設の導入を図る。 3 各種の研究開発施設、業務施設及び教育施設の導入を図る。 4 交流機能の増進に寄与する宿泊施設の導入を図る。 5 その他地区計画の目標を達成するために必要となる施設の導入を図る。
区域の整備、開発及び 保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の整備済道路のほか、周辺街区と連携できるような地区幹線道路を適切に配置する。 2 地区内の中央の開発に当たっては、周辺交通に配慮した計画とする。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 魅力ある都市景観の創造のため、建築物等の配置や意匠に十分配慮するとともに、建築物とオープンスペースを相互に有機的に配置し、敷地内の緑化に努め、周辺の緑と調和した美しく潤いのあるまちづくりを目指す。 2 建築物に付帯する駐車場及び駐輪施設については、建築物と一体的に適正な規模を整備する。
再開発等 促進区	面 積	約 57.5ha
	主要な公共施設の配置及び規模	地区幹線道路(幅員 16m、延長約 170m)
地備 区計 整画	建 関 築 築 物 築 等 物 に 等 事 等 項 項 に 項 に 項	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。 建築基準法別表第2（い）項第1号及び第3号、（ほ）項第2号、（へ）項第5号、（り）項第2号及び第3号並びに（ぬ）項に掲げるもの</p>

「地区計画、再開発等促進区及び地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置及び規模」は計画図表示のとおり。

計画図 S=1:2,500



凡 例	
地区計画の区域	////
再開発等促進区及び地区整備計画の区域	- - -
地区幹線道路	■ (Red)
都市施設(道路)	■ (Blue)

この図面は、計画図(縮尺1/2,500)を縮小し、一部加工したものです。